

**2025 年 12 月**

フェアコンサルティンググループは、世界 20 カ国/地域・36 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、欧州各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。

[EU 全般](#)、[ドイツ](#)、[イギリス](#)、[オランダ](#)、[スペイン](#)



## EU 全般

### ユーロ圏インフレ率、2.1%に低下（11月19日発表）

ユーロ圏の 2025 年 10 月における年間インフレ率は 2.1%となり、前月（9 月：2.2%）から低下しました。前年同期の年間インフレ率は 2.0%でした。EU 全体の年間インフレ率も 2.5%で、前月（2.6%）から低下しています。加盟国別に見ると、キプロス（0.2%）、フランス（0.8%）、イタリア（1.3%）が低率であった一方、ルーマニア（8.4%）、エストニア（4.5%）、ラトビア（4.3%）が高率でした。9 月と比較して、年間インフレ率は 15 の加盟国で低下、3 カ国で安定、9 カ国で上昇しました。

ユーロ圏の年間インフレ率（2.1%）への寄与度では、サービスが最も大きく（+1.54pp）、次いで食料、酒類、たばこ（+0.48pp）が続きました。エネルギーは-0.08pp とマイナス寄与となりました。

このデータは、欧州連合統計局である Eurostat によって 2025 年 11 月 19 日に発表されました

（出處）<https://ec.europa.eu/eurostat/en/web/products-euro-indicators/w-2-19112025-ap>

### e コマース関税免除、2026 年に撤廃

欧州委員会は、EU 理事会（加盟国）が 150 ユーロの関税免除措置の撤廃について政治的合意に達したことを歓迎しました。これにより、越境 EC に関する関税の取り扱い方法が一変します。

この措置は 2026 年からの適用が決定されました。現在、第三国から EU 域内の消費者へ送られる 150 ユーロ未満の物品については、関税は免除されています。

免除措置の撤廃は、e コマースの進化に伴い正当化されなくなった免除規定を見直し、e コマース（150 ユーロまでの個別輸入）と従来の小売業者（一括輸入）との間の競争環境を公平にすることを目的としています。

本合意は、低価格商品の増加という e コマースの課題に対処するための 2023 年税関改革提案の最初の成果です。

委員会と理事会は、EU 税関データハブが機能を提供する 2028 年半ばよりも早期に、2026 年の早い時期に関税を徴収するための簡素な一時的解決策に取り組むことにもコミットしています

（出處）[https://taxation-customs.ec.europa.eu/news/e-commerce-150-eur-customs-duty-exemption-threshold-be-removed-2026-2025-11-13\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/news/e-commerce-150-eur-customs-duty-exemption-threshold-be-removed-2026-2025-11-13_en)

### リモートワークと恒久的施設リスク

OECD モデル租税条約の 2025 年版改訂では、現代の働き方を反映し、リモートワークが企業の「恒久的施設（PE）」を構成する状況について、コメントリー（解釈指針）が明確化されました。この改正は、国境を越えて個人の自宅や別荘など（その他の関連する場所）で勤務する際の税務上の確実性を高めることを目的としています。

従来、自宅等が企業の事業場所とみなされるかどうかの判定については明確な指針がありませんでしたが、この判断において、重要な考慮事項が示されています。まず、当該個人の自宅等におけるその企業のために働く時間が総労働時間の **50%未満である場合**、その場所は一般的に企業の事業を行う場所とは見なされないとされています。

ただし、勤務時間が **50%以上の場合**、PE と見なされるかを決定する主要な要因は、その従業員が当該国で活動を行う**「商業的な理由」**が存在するかどうかとされています。商業的な理由とは、例えば、現地での顧客やサプライヤーとの直接的な関与を通じて、その国での事業遂行が物理的な存在によって促進される場合を指します。

一方で、単にコスト削減（オフィススペースの支出削減など）のため、またはその個人を確保・維持するためだけに自宅勤務を許可する場合は、商業的な理由は存在しないと見なされます。

企業は、これらの新しい指針に基づき、クロスボーダーで自宅勤務を行う従業員が予期せぬ PE を創設していないか、事実と状況を継続的に評価する必要があります。

なお、上記は簡略化した説明であり、詳細はコメントリーを参照ください。また、実際の取扱は、個別の状況等に基づき判断されますので、必ず専門家にご相談ください。

（出処） [https://www.oecd.org/en/publications/the-2025-update-to-the-oecd-model-tax-convention\\_5798080f-en.html](https://www.oecd.org/en/publications/the-2025-update-to-the-oecd-model-tax-convention_5798080f-en.html)



### 電気自動車の自動車税免除延長

ドイツ連邦内閣は、**純粹な電気自動車（EV）に対する自動車税の免除を 2035 年まで延長**する「自動車税法第 8 次改正法案」を決定しました。これは連立政権の合意を実行に移すものであり、電気自動車の普及促進、ドイツの自動車産業拠点強化、および雇用維持を目的としています。

新規定により、新規登録または改造に対する免除期間は **2030 年末まで**（旧 2025 年末）に延長され、10 年間の税免除措置は **2035 年末まで**（旧 2030 年末）適用されます。この措置は、EV 購入者に対し直接的なインセンティブを提供します。

市民への税負担軽減効果は、2026 年に合計 **5000 万ユーロ**、2030 年には最大 **3 億 8000 万ユーロ**に達すると見込まれています。さらに政府は「成長ブースター」の一環として、EV の投資費用に対し初年度 **75%の定率償却**を導入し、評価基準となる総リスト価格を 7 万ユーロから 10 万ユーロに引き上げるなど、他の税制優遇策も講じています。

（出処）

<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2025/10/2025-10-15-steuerbefreiung-fuer-elektroautos.html>

以上

### イギリス

#### ソフトドリンク課税、乳飲料へ拡大

英国政府は、子どもの健康保護と公衆衛生の改善を目的とし、ソフトドリンク産業課税（Soft Drinks Industry Levy）の対象を高糖分の乳飲料を含む製品に拡大することを発表しました。これにより、市販のミルクシェイク、フレーバー牛乳、加糖ヨーグルト飲料、チョコレート乳飲料、RTD コーヒーなど、加糖された乳ベースおよび代替乳飲料に課税が適用されます。

課税対象となる砂糖の閾値は、従来の 100mlあたり 5g から **4.5g** に引き下げられます。製造業者および輸入業者は、2028 年 1 月 1 日までに製品の糖分を削減する猶予が与えられています。平坦な無糖の牛乳や代替乳飲料は引き続き対象外です。

この措置は、国民の 1 日あたりのカロリー摂取量を 1,700 万カロリー削減し、NHS の 3,600 万ポンドの節約を含む約 10 億ポンドの健康および経済効果をもたらすと期待されています。既存の課税導入（2015 年から 2024 年）により、対象ドリンクの糖分レベルはすでにほぼ半減しています。

（出処） <https://www.gov.uk/government/news/soft-drink-levy-extended-to-protect-children-and-improve-health>

#### メルセデス主導、英独 EV 技術に£20M 投資

メルセデス主導により、英国とドイツが共同で電気自動車（EV）技術開発に **£20 million** を投資するプロジェクトが発表されました。この官民共同プロジェクトは、ノーサンプトンシャーとオックスフォードシャーにおいて、**150 以上の高価値な新規雇用**を創出するとともに、既存の 34 の役割を確保する見込みです。英国政府は、Advanced Propulsion Centre を通じて、この総額 £20 million のプロジェクトに対し、£10 million の資金援助を行います。

「IGNITED プロジェクト」と呼ばれるこの取り組みは、フォーミュラ 1（F1）カーのパワーユニット技術で知られるメルセデス-AMG ハイパフォーマンス・パワートレインズが主導し、高性能 EV 向けの超小型・高出力の電気駆動システムを開発します。英国のパートナーには YASA Ltd や DePe Gear Company Ltd が含まれ、3 年以内の生産を目指しています。この投資発表は、ドイツ大統領フランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー氏の訪英初日に際して行われました。これは、7 月に署名された「ケンジントン条約」に基づき、英国の EV サプライチェーンを強化し、自動車イノベーションのグローバルハブとしての地位を確固たるものにするという、英国政府の現代産業戦略の目標に沿うものです。英国は、G7 で最も低い法人税率を維持するなど、国際的なパートナーに対して親ビジネス的な優遇措置を講じています。

（出処） <https://www.gov.uk/government/news/mercedes-electric-vehicle-investment-to-create-over-150-british-jobs>

以上

### オランダ

#### 2026 年給与税改正情報公開

本文オランダの税務当局は、「Nieuwsbrief Loonheffingen 2026」（給与税ニュースレター2026）の第1版を2025年11月17日に公表しました。この公表では、2026年1月1日以降に適用される、給与税（loonheffingen）の源泉徴収および支払いに関する新しい規則に関する情報が提供されています。取り上げられている主なトピックは以下の通りです。

##### トピック

RVU/擬制最終課税

##### 概要

RVU（早期退職制度）の閾値非課税枠と擬制最終課税率の調整。

自転車制度

給与税における自転車制度の調整。

域外費用（Extraterritoriale kosten）

域外費用（駐在員費用など）の償還制度の縮小

給与コスト優遇措置

給与コスト優遇措置（LKV's）の変更。

この第1版には、2026年税制改正やその他の法案に基づく補足事項や変更は含まれておらず、これらは次回公表される予定です。また、2026年に適用される具体的な税率、金額、パーセンテージについては、12月に詳細が公表される予定とされています。

(出処)

<https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/berichten/nieuws/nieuwsbrief-loonheffingen-2026-gepubliceerd>

以上



### スペイン

#### 請求情報システム（SIF）適応期限の延長

スペイン税務庁は、**2025年12月2日付政令法 15/2025**（Disposición final primera）の公布に伴い、納税義務者が請求情報システム（SIF）政府の定める新基準に適応させる義務について、大幅な延長を公式に発表しました。

この改正は、**Real Decreto-ley 15/2025**（国王令）によって承認され、企業や専門家が使用する請求書作成ソフトウェアに対し、**標準化されたフォーマットと要件**を義務付けた元の法令を修正するものです。この目的は、請求プロセスにおける透明性を高め、電子システムの技術的要件を統一することにあります。延長後の期限は納税義務者の種類によって異なり、法人税を申告する事業体は**2027年1月1日**までに、その他の義務者は**2027年7月1日**までにシステムの適応を完了させる必要があります。

(出処) <https://sede.agenciatributaria.gob.es/Sede/todas-noticias/2025/diciembre/3/ampliacion-plazo-adaptacion-sistemas-informaticos-facturacion.html>

以上

### 【フェアコンサルティンググループ欧州拠点】

#### Fair Consulting Deutschland GmbH

##### デュッセルドルフ

Oststrasse 54, 40211 Dusseldorf, Germany

Tel: +49-211-740-73-160

##### ミュンヘン

Landsberger Strasse 302, c/o Regus 80687 Munich, Germany

Tel: +49-89-54199-7406

小林 拓也 [ta.kobayashi@faircongrp.com](mailto:ta.kobayashi@faircongrp.com)

水野 翼 [tsu.mizuno@faircongrp.com](mailto:tsu.mizuno@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています

[https://youtu.be/eSI1XX\\_TnLQ](https://youtu.be/eSI1XX_TnLQ)

<https://youtu.be/DUCRZrPKIv8>

#### Fair Consulting Group UK Limited

25 City Road, London, EC1Y 1AA, United Kingdom

Tel: +44-20-7863-9770

青木 貴宣 [ta.aoki@faircongrp.com](mailto:ta.aoki@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/s2AqkSfBCdA>

#### Fair Consulting Netherlands B.V.

Atrium Building 4th floor, Strawinskylaan 3051, 1077 ZX, Amsterdam, The Netherlands

Tel: +31-20-301-22-00

雲内 聰 [sa.unnai@faircongrp.com](mailto:sa.unnai@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/rgsWcfEqvcg>

#### Fair Consulting Spain, Sociedad Limitada

Plaza Catalunya, 1, Centre Comercial El Triangle Pl.4, 08002 Barcelona, Spain

Tel: +34-666-115-607

永島 大 [dai.nagashima@faircongrp.com](mailto:dai.nagashima@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/ROSSsIwmMVfE>

## 【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 [grm@faircongrp.com](mailto:grm@faircongrp.com)

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



【2025 年度版】フェアコンサルティングのご紹介【日本発の会計事務所系

グローバルコンサル】

<https://youtu.be/Howt0CMVSxY>

「FCGニュースレター 欧州」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター欧州」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター欧州」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。